

現代のアメリカに於ける教會の社會活動概觀

竹 中 正 夫

此の小論は現代のアメリカの教會の直面している社會問題と、それに對する教會の態度を概觀せんとするものである。但し問題は政治經濟問題に限定されるであろう。第一部に於ては社會と基督教倫理の關係についてその神學的背景を簡潔に述べ、第二部では、組織された制度としての教會に於ける現實の問題を吟味し、第三部ではプロテスタント教會の個々の戰術を論ずる。更に第四部でアメリカプロテスターント主義に於ける保守的要因について考察し、最後に社會的福音主義運動と現代プロテスターント的社會活動の諸傾向の比較を以て終ることとする。

I 神學的背景

社會的福音主義運動に於ては、先ずその改革者等が預言者的正義感によつてその時代の社會惡を分析し神の國の教え特に共觀福音書のキリストの生涯の中にその解答を得て社會的福音を組織化した。若し我々が Rauschenbusch の多くの著作に目をやるならばその傾向を發見することが出来る。彼は先ず社會の危機分析をその初期の著作に於て取扱つた (Christianity and Social Crisis, 1909)。更に彼は社會的福音をその著「イエスの社會原理」の中で表明しようとした (The Social Principle of Jesus, 1918)^o そして遂にその講演「社會的福音の神學」(A Theology for Social Gospel, Tailor Lecture, 1918) の中で神學的問題について論じ「我々は社會的福音を有する。我々はそれを注目するに充分な廣汎さとそれに歸り行くに充分な活力をもつ組織神學を必要とする。……社會的福音はそれを有力ならしめ

るための神學を必要とする。」⁽¹⁾ と言つてゐる。即ち神學は行動を活氣づける爲の手段としての第二義的な役目を持つてゐると考えられたのである。現在では、社會問題や社會とキリスト教倫理との關係に於てキリスト教的態度を適確に指示すべき神學的基盤が特に強調されてゐることに氣づく。人間關係はすべてキリスト教的立場で眺められねばならぬ。キリスト教倫理の問題は神學的問題である。人は責任あるキリスト教的行動の意義を明かにすべく信仰を解釋することを要する。倫理と神學とは密接に合體してゐる。特にこのことは新正統派神學者の間では事實である。「教理學のいかなる問題も亦必然的に倫理學の問題である。教理學は獨立に存在することは出來ず倫理學も亦然りである。このように教理的知識は常に實存にむけられてゐるのである。換言すれば倫理的思想・倫理的知識は教理學の知識に基づけられてしまふのである。」⁽²⁾

- (1) W. Rauschenbusch, *A Theology for Social Gospel*, 1918, p. 1.
- (2) E. Brunner, *The Divine Imperative*, p. 84.

A ローマ・カトリック

ローマ・カトリック教會の社會政策を、教會の教義的權威の集中としてあまりにも簡単に指摘する傾向がある。實際には教會は實に多様な方法で種々の社會環境に適合しつゝ進展してゐる。たしかに自由な精神を破壊するあやまれる「客體化」としての權威の律法的構成を批判するのに或る種の理にかなつた根據はある。けれども我々は他方ローマ教會の中には民主主義社會と関連しつゝ、より謙虚により徹底的にその役割を演ずる注目すべき多くの徵があることを知らねばならない。

顯著な一つの教皇回勅がある。一つは *Rerum Novarum* (一八九一年) 他は *Quadragesimo Anno* (一九三一年) である。ここでローマ教會の精神は無制約的資本主義と全體主義的社會主義の間に教會獨裁の「中道」を探し求めたり

る。私有財産の権利は維持されている。それと同時に労働者の組織も亦許されている。世俗主義に逆らう一つの強じひきがある。ここには二つの基本的な問題が含まれている。一つは自然法の觀念であり他は教會と國家との關係である。ローマ教會は自然法教理即ち全人類に適用される倫理的な裁きに非常な重點を置いてくる。自然法は人間の義務についての諸々の眞理から成つてゐる。多くのものが自然法に盛り込まれてゐる内容に依存してゐることを認めるのは重要なことである。政治的権利と責任の規準としてのいわゆる公益に關するカトリック的論理の強調は Jacques Maritain による自然法論の構造の中に示されてゐる。たとえば Maritain は彼の論の中に、「自由な研究と討議」「政治活動に參加する市民の権利」「あらゆるものに對する公平な投票」「正當な賃金の権利」「職業的グループや貿易組合を形成する自由な權利」⁽³⁾といつたものを含めてゐる。このよだな諸権利が自然法の概念に含まれるとすれば成文律に落着する自然法原理の變化の中で何が自然的なものであるかを決定するのは困難である。自然法に對する他の批判は個人の自由に律法的制限を加えるということにむけられる。自然法の理論はカトリック的構成の中では自然法の根本的批判をすることが困難なまでに強く形成されてゐる。しかし少數のカトリック的理論家等は複雑な人間存在に公式的原理を強制するとの困難さを認めてゐる。彼等はキリスト者を具體的環境に關係づけようとして徐々に柔軟性を示してゐる。

第一の大きな問題は教會と國家の關係に關するカトリックの理論である。歴史的及び神學的にはこれは絶えず複雑な問題であつた。近年この問題に關して世界的な注目に値する考慮すべき二つの見解がある。それらは即ち James Hastings Nichol の「民主主義と教會」及び Anson Phelps Stokes の「合衆國に於ける教會と國家」(これは三巻の大著である)⁽⁴⁾である。Stokes によれば、一般に「理論上ではローマ・カトリック教會がアメリカ憲法の要求に自身を適合させるのには實に困難性を有する。何故ならば教會は自己のみがキリストの禮典をさずけるキリストの體であると信じてゐるからである。結局理論的には非カトリック教徒が「眞の教會」の會員としてキリストをのべる同様の権利を持つ

と認めるのには少なからぬ困難性がある」とする。更にまたカトリック教會は家庭や教育の分野で教會は優位にあると信じ、宗教のない教育は全く不充分なものであると信じてゐる。更に Wilford Persons は全ローマ・カトリック教會が受け入れてゐる國家と教會との相違に關して一つの定義を下してゐる。

「國家は暫時的目的に仕えたまた暫時の幸福或はよき生活を追及する一種の自然的社會である。教會は靈的目的・靈的幸福の追及そして永遠の生命の追及に仕える優位且超自然的社會である。⁽⁵⁾」

しかし我々が聽くべく新しく社會哲學の一形態に向けられた開拓者のカトリック思想の運動がある。それせ Father John Courtney Murray の論文「歴史の光に於ける教會と國家に關するカトリック思想の現代的方向⁽⁵⁾」である。

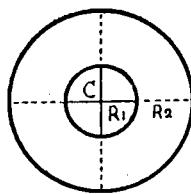
一九五一年に Cross-Currents に掲載されたものである。Murray は靈的なものと俗的なものを區別し、靈的なものの優位を稱揚してゐる。しかし俗的權力、いわゆる政治的に組織された社會は神から直接にその正當性を與えられ、それぞれ獨自の分野を有してゐる。しかしこれは教會から與えられた正當性ではない。それ故に教會は俗的權力を國家と教會の緊張關係の形式で取扱うのではなくむしろ一つの權力が一つの統合を可能とする場に於てキリスト教市民を取り扱わねばならぬのである。だからカトリック主義は一つの宗教に一つの特權を與える告白主義國家の論理に繋がれてはゐない。ここに至り我々はカトリック教會の少なからぬ指導者等の間に、全市民に對する政治的權利や宗教的自由を認めてもふ多元的な姿をみるやあ。

- (3) Jacques Maritain, *The Right of Man and Natural Law*, New York: Charles Scribner's Son's, 1943, p. 112—13.
- (4) Anson Phelps Stokes, *Church and States in United States*, Harpers, vol. 1, 1950, pp. 784—883.
- (5) Wilford Persons, S. J., *The First Freedom: Considerations on Church and State in the U. S.*, New York, 1948, p. 80.

B ハロウベタハメ

我々がルッテルの社會秩序論に注目するとき法律のもとにある社會領域と恩寵のもとにあるキリスト教信者の靈的領域とが分れている一つの姿を知る。此の二分野の理論は歴史の行程でルッテル主義に或る種の停滞が來ることをもべることに内在している。⁽⁶⁾ ラインホルド・ニーバーは「ルッテルの社會生活に於ける敗北主義は社會生活から恩寵の領域を彼が分けたことに内在している。」⁽⁷⁾ と言つてゐる。しかし今我々はクルマン、アウレン、ベルゲンドフ等のように、社會に於けるキリスト者の行爲について教理を再検討しまた積極的理解を體系化しようとつとめているルッテル派神學者をも有する。たとえばクルマンはその著「キリストと時」に於てロマ書十三章の意味を明かにして言つてゐる。「キリストの王國は惡魔的力を征服したキリストの到來によつてすでに現在に惹き起されている。キリストの主なることは教會と此の世の兩分野にまだがつている。たとえそれが區別されるとは言え、キリストのもとに置かれているのである。異教國はそれがキリスト王國の一員であることを知らぬ。これを忘れてはならぬ。しかしイエス・キリストの教會は此のことを知つてゐる。知つてゐるのみならず常にそれを宣言しなければならぬ。特に國家が聖なる秩序と提携するような危機にあらるべきには尙更である。」⁽⁸⁾ ここではクルマンによつて二元論的姿も受動的傾向も共に避けられるのである。彼はその理解を圖示している。

C キリスト教會
 R₁ 此の世
 R₂ R₁+R₂ キリストの王國



この圓はキリスト王國の全體を示してゐる。中心に主なるキリスト、そして小さな内心圓は教會を示してゐる。キリ

ストは教會に君臨し又全世界にも君臨する。教會はよりキリストに近い位置を占めている。それは、教會がキリストの體であるからである。國家も亦同様の秩序に屬している。即ちキリストの主なる力に屬している。しかし國家はキリストとははるか彼方に位置を占める。國家の各員がキリストの主たることを知らない故にである。彼は言う「神の國に於てのみ、もはや二つの領域は存在しないのである。何故ならば神の御心は全くすべての中にあるからである」⁽⁹⁾と。新正統派の位置に關しては、我々はラインホルド・ニーバー、リチャード・ニーバー、ジョーン・ベネット等のような著名人によつて相當詳細に承知している。新正統派神學者は、神の國と社會制度とを區別しようとする自由主義的傾向の背景を持ちつつ、また社會正義の創造にキリスト教的愛を關連させる問題に重點を置きつつ教理に深い關心を示し、より正統的傾向をとる。全體より見て彼等は二つの傾向に抗戦しているようと思われる。即ちR・ニーバーの術語によれば、一つは正統的キリスト教で、これは理想的愛と一般問題との適合を否定する線をとる。他は、自由主義的キリスト教で、これは神の國と自由意志による社會秩序との一致を證明しようとする。兩者とも⁽¹⁰⁾の價値を残そうとつとめてはいるものの、これら歴史的正統主義に抗戦していると全く同様に自由主義的キリスト教に抗戦しているのである。新正統主義の積極的内容に關して、私は次の如くまとめたいと思う。

(1) すべての創造された世界に現在する神の現實性の強調。ティリッヒはこれを Theonomy とよんでいる。世界も社會制度も單に神によつて創られているのみならず神によつて保持されている。それは歴史の中に、歴史を通じて不變に存在する神の救濟愛を認めるところの神中心的社會觀の一種である。それは神と社會を互に無關係とする見方でもなく、又無限の意義を有限的關心事とする如きのものでもなく、實に、有限の關心事が究極的關心事の媒介物となることを擁もうとする理解なのである。簡にして言えば、これは人生のあらゆる範圍に神の主權を確認することである。そこには歴史やいかなる人間的手段からでもなく、社會を救い、社會を變革する根源たる神より來る捕捉し難い行動性がある。

(2) 新正統派神學者の間にある人間と社會に對する現實的な見解。そこでは人間の罪と人間の相對性を根本的に認めている。また極端を避けようとし特定の教理・價值・忠誠等を一面からのみ強調することから逃れようとする努力がみられる。⁽¹¹⁾ このことが、綜合的見解、全體性、我々の文化的宗教的環境の複雑な様相の兩極性に對する探索へと導くのである。

(3) 他者の間に共同的自己の性格を再發見せんとする傾向。自己は「我と汝」という表現の如く切斷されているのではなく、むしろ自己はいわゆる世界の一部であり、又自己は「我々と汝」という表現の如く互に密接に關連し合つている。⁽¹²⁾

(4) 歷史の神學的意義を回復せんとする興味ある努力。彼等は人間の進歩についての素朴な見解を批判し、我々の時代、歴史と神の國、時と永遠の關係の神學的理解の立て直しを行つてゐる。歴史は創造のはじめと歴史の最後的完成たる終末を有する。キリストはその時代に聖なる愛をかけつゝ歴史の中心にある。キリストのみが此の世の關係を成就する。彼は不變に歴史の中にある、今に臨み、教いの力として特別的地位を占めている。ニーベーは言う「神の國は不可能が實は可能であるという意味で常に間近にある。そして歴史の與えられた各瞬間に於て新しき現實を導く」。⁽¹³⁾ と。そこには或る特定の日の終末というよりは今の各瞬間に於ける不變なる終末的緊張の思想がある。

(5) 宗教的社會たる教會は社會に於て中心となるべき既得の重要な役割を有つ。教會は禮拜と交りの中心であるのみならず、社會の保持者としての制度である。即ち教會は他の社會に對する倫理的責任を有する。社會的福音主義運動では、指導者等は「世界に於ける社會秩序の進歩に信賴を持ち、教會は從的地位しか持たなかつた。といふのは、人間が愈々自由を感じた現實のキリスト教的共同體は、『教會』ではなくキリスト教化の過程にある『社會』にすぎなかつた」⁽¹⁴⁾ か

いである。Rauschenbusch の所謂「社会秩序をキリスト教化する仕事の最大且最も困難な部分はすでになされた。⁽¹⁵⁾」のである。社会的福音主義運動に比して新正統派の運動では、教会に深く關心をよせた改革者達の強調點に歸る努力がみえる。「ネットによれば、社会に於ける教会に三つの倫理的機能があるとする。第一は教会の間接的影響、たとえば教会は最近ニキョメニカル運動に於ける如く、人々の間に特定の差はあるにもかかわらず、人々を合同させる帶のような働きをなしつつある。第二は教会内に於ける直接的社會教育であるが、これは世の中に於ける個人の行為に強調點をおこすのである。例えば、行動を要求する最も困難を極める問題に關し個人に自らの決意をさせ個人的責任を自覺させる爲に教会の行う教育的活動の如きものである。第三は此の世に於ける教会の直接の教えと行動である。この點に關してはささか反対がある。政策は、常に教会が直接指示をなし得ぬ政治的經濟的世界でその現實の原因結果の關係についてなす技術的決定に依存してゐる。⁽¹⁶⁾ しかるに非公式ではあるが注目すべき權威を持つた教会の教えや行動が發展して來た。我々はこの種の活動については次項で検討しよう。一般に教会は社會活動の基本的単位であるとみなされてゐる。⁽¹⁷⁾ 「教会は社會活動に關してその根底と中心を提供せんとする傾向にある。」(未完)

- (9) Reinhold Niebuhr, *Faith and History*, p. 199.
- (7) Cullman, *Christ and Time*; Aulen, *Church Law and Society*; Conrad Bergendoff, *Christ as Authority* を覗く。
- (8) Cullmann, op. cit., p. 199ff.
- (9) ハーバード講書、一五・一八 Cullmann, op. cit., p. 208.
- (10) Reinhold Niebuhr, *An Interpretation of Christian Ethics*, p. 104.
- (11) J. Neal Hughey, *Trends in Protestant Social Idealism*, 1948, p. 133.
- (12) Richard Niebuhr, *Christ and Culture*, p. 181.
- (13) Reinhold Niebuhr, *An Interpretation of Christian Ethics*, p. 58.

- (4) J. Bennett, Christian Ethics and Social Policy, p. 89.
- (5) Walter Rauschenbusch, Christianizing in Social Order, p. 124.
- (6) W. Temple, Christianity and Social Order, p. 124.
- (7) Hughley, op. cit., p. 139.